令和6年度 千葉海区漁業調整委員会委員選定会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉海区漁業調整委員会委員の推薦及び募集に関する要領第9により、推薦を受けた 者及び応募した者が募集人数を超えた場合に委員候補者を評価・選定するため、千葉海区漁業 調整委員会委員選定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、推薦を受けた者及び応募した者を別に定める選定基準に基づいて評価し、委員 候補者を選定する。

(組織)

- 第3条 会議は、次に掲げる6名の構成員をもって組織する。
 - (1) 農林水産部水産局長
 - (2) 農林水産部農林水産政策課長
 - (3) 農林水産部水産局水産課長
 - (4) 農林水産部水産局漁業資源課長
 - (5) 総務部人事課長
 - (6) 外部有識者1名
- 2 構成員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会議)

- 第4条 会議は農林水産部水産局長が招集し、その議長となる。
- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長は、候補者の評価・選定のため必要と認めるときは、会議の構成員以外の者の出席を 求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 議長は、会議の結果を知事に報告する。
- 5 事務局は会議の終了後、速やかに議事録を作成する。
- 6 会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第5条 会議の構成員は、会議で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 この会議の事務局は、農林水産部水産局水産課漁業調整班に置く。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置 された附属機関ではない。

附則

- 1 この要綱は、令和6年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。